

香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第3号

香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成12年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納命令並びに退職手当相当額の納付命令の処分（以下「退職手当の支給制限の処分等」という。）並びに当該処分に係る人事委員会への諮問をすること。</u></p> <p><u>(6)～(23) 略</u></p>	<p>(委任) 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>(5)～(22) 略</u></p>
<p>(専決) 第3条 略</p> <p>(1) 教育委員会規則の改正又は教育委員会規則以外の委員会の定める規程の制定若しくは改廃に関すること（重要なものを除く。）。 (2) 略 <u>(3) 退職手当の支給制限の処分等をする事（別に定めるものに限る。）。</u> <u>(4)～(9) 略</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(専決) 第3条 教育長は、前条各号に掲げる事項のうち、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 教育委員会規則以外の委員会の定める規程の制定<u>又は改廃</u>に関すること（重要なものを除く。）。 (2) 略</p> <p><u>(3)～(8) 略</u></p> <p>2～4 略</p>
<p>第4条 教育長は、前条の規定にかかわらず、第2条第4号、<u>第8号から第10号まで、第13号、第22号及び第23号</u>に掲げる事項について、緊急を要し委員会の会議に付するいとまのないときは、これらを専決することができる。</p>	<p>第4条 教育長は、前条の規定にかかわらず、第2条第4号、<u>第7号から第9号まで、第12号、第21号及び第22号</u>に掲げる事項について、緊急を要し委員会の会議に付するいとまのないときは、これらを専決することができる。</p>

2 略

2 略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。